

第5回 定時株主総会 招集ご通知



株式会社オプティマスグループ
証券コード 9268

日 時

2019年6月26日（水曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）

場 所

東京都港区海岸一丁目11番2号
ベイサイドホテルアジュール竹芝 12階「白鳳」
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）

議 案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目 次

招集ご通知 （提供書面）	P 1
事業報告	P 3
連結計算書類	P33
計算書類	P36
監査報告	P39
株主総会参考書類	P43

株 主 各 位

東京都港区芝二丁目5番6号
株式会社オプティマスグループ
代表取締役社長 山 中 信 哉

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月25日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面の郵送による場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット）による場合〕

当社指定の議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力 of のうえ、上記の行使期限までにご返信ください。なお、インターネットによる議決権行使の方法については、50ページをご覧ください。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2019年6月26日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区海岸一丁目11番2号
ベイサイドホテルアジュール竹芝 12階「白鳳」
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第5期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第5期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第2号議案 | | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる開示について

- ・本招集ご通知の内容は、早期に情報をご提供する観点から、発送に先立って当社ウェブサイトに掲載いたしました。
- ・次の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。
 - ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト <https://www.optimusgroup.co.jp/>

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米中相互の関税引き上げ等の影響を受け、第3四半期より成長が鈍化しております。

アメリカ経済は、中国との貿易摩擦により中国向け輸出が減少しているものの、堅調な雇用に基づく個人消費や政策的なサポートにより、足元の景気が下支えされております。中国経済は、アメリカとの貿易摩擦の影響による景気の減速傾向が顕著になっているものの、インフラ投資や消費刺激策等の政策効果による下支えに対する期待もあり、停滞局面の継続が見込まれます。ニュージーランド経済は、政策金利の過去最低水準である1.75%の据え置きが経済の下支えとなっているものの、世界的な景気下振れリスクの高まりや企業マインドの低下により、成長が鈍化してまいりました。

このような経済状況のもと、当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)の中核事業会社である(株)日貿においては、顧客であるニュージーランドのディーラーの購買スタンスが慎重となった影響を受け販売台数は31,405台となり、前年同期比15.3%減少しました。また、物流セグメントの中核事業子会社Dolphin Shipping New Zealand Limitedにおいては、セグメント売上高の大部分を占めるニュージーランド向けの輸送台数が、カメムシ問題(注)の影響により前連結会計年度から当連結会計年度へずれ込んだこともあり、32,769台となり前年同期比2.7%増加しました。

他方、検査セグメントにおいては、ニュージーランド向け中古自動車販売台数の減少により、(株)日本輸出自動車検査センターにおけるニュージーランド向けバイオ検査(検疫)件数が91,382件(前年同期比13.4%減)となったものの、カメムシ問題対応のため2018年9月より開始したバイオセキュリティ熱処理システム検査(以下「熱処理検査」)件数が53,748件と好調に推移いたしました。

サービスセグメントにおいては、2018年9月に連結子会社であったMD Distributors Limitedが、Mahindra & Mahindra Limitedの新車等の輸入卸売及び小売事業撤退により清算した一方、当社子会社のTrade Cars LimitedやAuto Finance Direct Limited等が業容を順調に拡大してまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高256億44百万円（前年同期比1.9%減）、営業利益13億16百万円（同8.7%増）、経常利益14億51百万円（同9.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益15億73百万円（同73.0%増）となりました。

（注）2018年2月にニュージーランドのオークランドに入港した日本発の自動車運搬船においてカメムシ（害虫指定のクサギカメムシ）が発見され、車両の荷揚げが制限された事象。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

貿易セグメントにおきましては、顧客であるニュージーランドのディーラーの購買スタンスが慎重となった影響を受け販売台数が減少いたしました。この結果、売上高143億13百万円（前年同期比15.5%減）、セグメント損失70百万円（前年同期は87百万円の利益）となりました。

物流セグメントにおきましては、中核事業子会社Dolphin Shipping New Zealand Limitedの輸送台数が、カメムシ問題の影響によって前連結会計年度よりずれ込み32,769台となり、また熱処理検査代金相当分の売上高計上もあったため、売上高は47億46百万円（前年同期比16.3%増）となりましたが、熱処理検査代金の同額原価計上により、セグメント利益は5億16百万円（同15.5%減）となりました。

サービスセグメントにおきましては、2018年9月に連結子会社であったMD Distributors Limitedが、Mahindra & Mahindra Limitedの新車等の輸入卸売及び小売事業撤退により清算した一方、当社子会社のTrade Cars LimitedやAuto Finance Direct Limited等が業容を順調に拡大し、売上高は56億20百万円（前年同期比18.5%増）となりました。セグメント利益は、個人向け自動車ローンの貸出件数の増加を主因に、1億4百万円（同193.2%増）となりました。

検査セグメントにおきましては、カメムシ問題の影響等により、バイオ検査（検疫）件数は91,382件（前年同期比13.4%減）となりました。一方、2018年9月より開始した熱処理検査件数が53,748件と好調に推移いたしました。この結果、売上高46億98百万円（同20.7%増）、セグメント利益8億78百万円（同53.0%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は1,363,352千円（無形資産への投資を含む）であり、その主なものは、以下の通りです。

◆物流セグメント：陸送用車両等131,721千円

◆サービスセグメント：車両整備場等のための用地購入231,205千円

◆検査セグメント：国内検査設備の新設533,911千円、検査情報管理システム51,204千円

◆その他：新本社事務所・内部造作等66,489千円

なお、当連結会計年度において、当社の本社ビル建物および土地を売却しております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金14億円の調達を行いました。

④ 重要な組織再編等の状況

イ. 当社は、2018年8月31日付で、100%出資子会社、Optimus Group New Zealand Limitedを設立しております。

ロ. 当社の完全子会社である大和 SHIPPING 株式会社（現 大和ロジスティクス株式会社）が、2019年9月1日を効力発生日として、同じく当社の完全子会社である東海ロジスティクス株式会社を吸収合併いたしました。

ハ. 当社は、2018年9月18日付で、100%出資子会社、Optimus Group Australia Pty Ltd を設立しております。

ニ. 当社の完全子会社であるDolphin Shipping Agencies Limited（現 Dolphin Shipping New Zealand Limited）は、2018年9月30日付で、当社の完全子会社であるDolphin Shipping Australia Pty Ltdのニュージーランド支店にかかる事業資産を譲り受けました。

ホ. 当社は、2018年10月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるコンパス・ロジスティクス株式会社を吸収合併いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 2 期 (2016年 3 月期)	第 3 期 (2017年 3 月期)	第 4 期 (2018年 3 月期)	第 5 期 (当期) (2019年 3 月期)
売上高 (百万円)	30,420	27,092	26,132	25,644
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	921	1,367	909	1,573
1 株当たり当期純利益 (円)	186.00	272.28	178.58	294.96
総資産 (百万円)	17,443	18,890	20,690	22,680
純資産 (百万円)	7,120	8,248	9,471	10,741
1 株当たり純資産 (円)	1,412.30	1,642.38	1,789.48	2,023.48

- (注) 1. 当社は第 4 期から会社法第 444 条に定める連結計算書類を作成しております。第 2 期及び第 3 期の数値につきましては、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき監査を受けた連結財務諸表の数値を記載しており、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づく監査等委員会及び会計監査人の監査を受けておりません。
2. 1 株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。
3. 1 株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
4. 2017 年 6 月 30 日開催の取締役会決議により、2017 年 7 月 25 日付で普通株式 1 株につき 5 株の株式分割を行っておりますが、第 2 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第2期 (2016年3月期)	第3期 (2017年3月期)	第4期 (2018年3月期)	第5期 (当期) (2019年3月期)
営業収益 (百万円)	1,184	1,337	1,251	1,191
当期純利益 (百万円)	509	960	216	1,226
1株当たり当期純利益 (円)	102.83	191.31	42.57	229.90
総資産 (百万円)	11,464	13,554	14,504	15,248
純資産 (百万円)	4,949	5,909	6,577	7,557
1株当たり純資産 (円)	985.38	1,176.70	1,242.63	1,423.62

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
3. 2017年6月30日開催の取締役会決議により、2017年7月25日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社日貿	10百万円	100.0%	中古自動車の仕入れ及び輸出販売
Universal Finance Company Limited	53百万 ニュージーランドドル	100.0	サービス事業における子会社の統括
Dolphin Shipping New Zealand Limited	3百万 ニュージーランドドル	100.0	中古自動車の非船舶運航
株式会社日本輸出自動車検査 センター	10百万円	100.0	中古自動車の輸出 前検査

(注) 1. 事業年度末日において特定完全子会社はありません。

2. コンパス・ロジスティクス株式会社につきましては、2018年10月1日付で当社と合併したため、重要な子会社から除外いたしました。

3. Dolphin Shipping New Zealand Limitedにつきましては、重要性が増したため、当連結会計年度から重要な子会社としております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、継続的な成長と収益力の向上のため、以下の項目を会社の対処すべき課題として認識し、取り組んでまいります。

① ニュージーランドでの既存事業の強化及び新規事業の創出

当社グループは、ニュージーランド向け中古自動車輸出を主要な事業としておりますが、移民など人口増加のスピード、同国におけるマーケットシェア等に鑑み、同国向けの中古自動車販売の成長は一定水準に留まると予想しております。同国における事業規模の拡大と収益源の多様化を進めることが重要な経営課題と認識しております。

② ニュージーランド以外の地域への事業展開

当社グループは、同国への売上に極めて大きく依存しております。当社グループの事業のさらなる成長・拡大とリスク分散の観点から、当社グループは、ニュージーランド以外の地域でビジネスの拡大を図っていくことが重要な経営課題と認識しております。

③ 人材の確保と育成

当社グループが、既存事業の強化、新規事業の創出及び新たな地域への進出、といった成長戦略を円滑に遂行するためには優れた人材が必要です。中古自動車の営業担当者や検査担当者及び新規事業の創出に見合った人材をはじめとし、各事業セグメント並びに経営管理部門において優秀な人材を確保し、育成することが重要な経営課題と認識しております。

④ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループでは、「コーポレート・ガバナンス」を、様々なステークホルダーの権利及び立場を尊重したうえで、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現する仕組みと捉え、経営上最も重要な課題のひとつと位置付けております。

当社は、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を強化するため、過半数が独立社外取締役で構成され、かつ、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。また、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会の開催及びコンプライアンス研修を実施し、リスク管理及びコンプライアンスの強化に努めてまいりました。

当事業年度においては、既存のコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会とは別に、取締役会の任意の諮問機関として利益相反特別委員会を設置し、潜在的な利益相反の適切な管理に努めております。

今後、経営の健全性と透明性をさらに高めるために、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスを強化することが重要な経営課題と認識しております。

<ご参考>

<コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方>

当社グループでは、「コーポレート・ガバナンス」を、株主をはじめ従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会など様々なステークホルダーの権利及び立場を尊重したうえで、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現する仕組みであり、経営上最も重要な課題のひとつと位置付けております。

当社は、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に努めることにより、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための経営理念等や経営戦略、経営計画に基づき、世界の多くの人々が自由、利便性、快適性を幅広く享受できるよう貢献してまいります。

<コーポレート・ガバナンスに係る基本方針>

- ① 当社は、株主の権利を尊重し、株主の権利の確保および、株主がその権利を適切に行使できるような環境の整備に努める。
- ② 当社は、株主以外のステークホルダーも尊重し、株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努める。
- ③ 当社は、法令に基づく開示以外の情報開示についても主体的に取り組む。
- ④ 取締役会、監査等委員会ならびに経営陣等は、自らの役割・責務を適切に果たすように努める。
- ⑤ 当社は、株主総会以外の場においても株主との間の建設的な対話に努める。取締役、経営陣幹部は、このような対話を通じて入手した株主の意見等を十分に検討し、当社グループの中長期的な価値向上に結びつけるように努める。

(5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

事業区分	事業内容
貿 易	中古自動車の仕入れ及び販売
物 流	中古自動車の輸出に付随する物流業務
サービス	ニュージーランドのディーラーなど事業者向け及び一般消費者向け事業
検 査	中古自動車の輸出に必要な検査業務

(6) 主要な営業所（2019年3月31日現在）

① 当社

本 社	東京都港区
-----	-------

② 重要な子会社

事業区分	会社名
貿 易	株式会社日貿（三重県伊勢市）
物 流	Dolphin Shipping New Zealand Limited（ニュージーランド）
サービス	Universal Finance Company Limited（ニュージーランド）
検 査	株式会社日本輸出自動車検査センター（横浜市鶴見区）

(注) 表中の「会社名」における（ ）内は、国内子会社については本社所在地、海外子会社については本社所在国であります。

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
貿易	61 (9) 名	1 名減 (4 名増)
物流	34 (16)	19 名増 (5 名減)
サービス	88 (20)	15 名減 (6 名増)
検査	255 (38)	6 名増 (3 名増)
全社 (共通)	27 (4)	－ (1 名減)
合計	465 (87)	9 名増 (7 名増)

(注) 1. 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時使用人数 (人材会社からの派遣社員、パートタイマー等を含む。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、純粋持株会社である当社に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
27 (4) 名	－ (1 名減)	43.9 歳	1.09 年

(注) 使用人数は (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時使用人数 (人材会社からの派遣社員、パートタイマー等を含む。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,700百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,500百万円
Bank of New Zealand	18.6百万ニュージーランドドル
ANZ Bank New Zealand Ltd	12.2百万ニュージーランドドル
株式会社三井住友銀行	900百万円
株式会社百五銀行	900百万円
株式会社横浜銀行	500百万円

(注) 1. 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額1,500百万円のコミットメントライン契約を株式会社みずほ銀行と締結しております。

2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社グループの主な市場であるニュージーランドにおいて、自動車検査（輸入車を含む。）を管轄するニュージーランド運輸庁（NZTA:New Zealand Transport Agency）より、同国における自動車運転の安全性の一層の向上を目的に、輸入車両検査の許認可にかかる運用基準の見直しを2019年12月を目途に行う旨の提示がございました。本事業報告作成時点で、見直しの協議が続いておりますが、その内容によっては当社連結子会社であり輸入車両検査事業を行っているVehicle Inspection New Zealand Limitedが、引き続きニュージーランド運輸庁（NZTA）認定機関として承認されない可能性がございます。
- ② 当社の連結子会社であるUniversal Rental Cars Limitedは、2019年4月1日付で、USAVE Car & Truck Rentals Limited の関連事業及び資産を買収いたしました。内容の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております、連結注記表の「7. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。
- ③ 当社は、2019年2月18日付で、本社を東京都港区芝二丁目5番6号に移転いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2019年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,353,045株（自己株式44,656株を含む）
- ③ 株主数 2,243名（前期末比240名増）
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山中 信哉	1,040,590株	19.60%
デイモン・スコット・ジャクソン	752,860	14.18
ロバート・アンドリュー・ヤング	752,830	14.18
マーティン・フレイザー・マッカラック	752,830	14.18
野村信託銀行株式会社（投信口）	381,800	7.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口）	330,000	6.21
ピーター・ケネス・ジョンストン	72,215	1.36
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	41,700	0.78
山中 玲子	34,500	0.64
ジャクソン 美千代	34,500	0.64

- (注) 1. 当社は、自己株式を44,656株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

イ. 2019年2月15日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式 60,500株
取得価額の総額	81,541,800円
取得した期間	2019年2月18日から2019年4月26日まで

ロ. 2019年5月15日開催の取締役会において、以下のとおり自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

取得対象株式の種類	普通株式
取得しうる株式の総数	100,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.88%）
株式の取得価額の総額	184,000,000円（上限）
取得期間	2019年5月16日から2019年8月9日まで

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回新株予約権
発行決議日		2016年 4 月14日
新株予約権の数		10,486個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 52,430株 (新株予約権 1 個につき 5 株) (注) 1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり8,008円 (1 株当たり1,602円) (注) 1
権利行使期間		2018年 4 月15日から 2026年 4 月14日まで
行使の条件		(注) 2
役 員 状 況 保 有 の 人	取締役 (監査等委員を除く。)	新株予約権の数 10,486個
		目的となる株式数 52,430株 (注) 1
		保有者数 1 人
	取締役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数 0個
		目的となる株式数 0株
		保有者数 0 人

- (注) 1. 2017年 6 月30日開催の取締役会決議により、2017年 7 月25日付で普通株式 1 株につき 5 株の株式分割を行っております。当該株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
2. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- ・新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、

又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。

- ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- ・新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要事項
該当事項はありません。

(3) 株式等の政策保有に関する方針

① 上場株式の政策保有

取引関係の維持・発展、業務提携等の事業展開の便益、保有に伴うリスクおよび当社の資本コスト等を総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合に行う。また、上場株式を政策保有する場合には、保有の合理性を精査し、保有の適否を検証し、取締役会に報告する。

② 政策保有する株式の議決権行使

上場株式を政策保有する場合には、当社グループの中長期的な企業価値の向上及び当該株式の発行体の企業価値向上に資するか否かを総合的に判断して議決権を行使する。

(4) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2019年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 中 信 哉	株式会社日貿 代表取締役社長
取締役	福 村 康 一	
取締役	デイモン・スコット・ ジ ャ ク ソ ン	株式会社日本輸出自動車検査セ ンター 代表取締役社長
取締役	ロバート・アンドリュー・ ヤ ン グ	株式会社日貿 取締役 Universal Finance Company Limited 取締役
取締役	マーティン・フレイザー・ マ ッ カ ラ ッ ク	Dolphin Shipping New Zealand Limited 取締役
取締役（監査等委員）	長 谷 川 康 司	
取締役（監査等委員・常勤）	岩 岡 廣 明	
取締役（監査等委員）	鈴 木 義 信	
取締役（監査等委員）	縄 野 克 彦	（一財）航空機安全運航支援セ ンター会長
取締役（監査等委員）	金 子 好 宏	金子好宏公認会計士事務所所長

(注) 1. 取締役（監査等委員）長谷川康司、岩岡廣明、鈴木義信、縄野克彦及び金子好宏の各氏は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会の体制については次のとおりであります。

委員長 長谷川康司、委員 岩岡廣明、委員 鈴木義信、委員 縄野克彦、委員 金子好宏

なお、岩岡廣明氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等からの情報収集、重要な社内会議への出席並びに内部監査部門との連携を密に図ることに、監査及び監督機能の実効性を高めるためであります。

3. 当社は、取締役（監査等委員）長谷川康司、岩岡廣明、鈴木義信、縄野克彦及び金子好宏の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 取締役（監査等委員）岩岡廣明氏及び金子好宏氏は以下の通り、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・取締役（監査等委員）岩岡廣明氏は、経理、財務業務に従事し、事業会社でのＣＦＯを務めるなど、長年にわたり業務に携わっておりました。

・取締役（監査等委員）金子好宏氏は公認会計士の資格を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（岩岡廣明氏を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額としております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	6名 (0)	249百万円 (0)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	7 (6)	49 (45)
合 計 （うち社外取締役）	13 (6)	299 (45)

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役（監査等委員を除く。）は5名、社外取締役（監査等委員）は5名であります。上記の取締役（監査等委員を除く。）及び取締役（監査等委員）の員数と相違しておりますのは、2018年5月14日付で辞任により退任した社外取締役（監査等委員）1名並びに2018年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役（監査等委員を除く。）1名及び取締役（監査等委員）1名を含んでいるためであります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年4月14日開催の臨時株主総会において、年額10億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年4月14日開催の臨時株主総会において、年額1億円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）縄野克彦氏は、（一財）航空機安全運航支援センター会長であります。（一財）航空機安全運航支援センターと当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）金子好宏氏は金子好宏公認会計士事務所の所長であります。金子好宏公認会計士事務所と当社との間には特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 長谷川 康 司	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また、監査等委員会18回の全てに出席いたしました。国際的な自動車関連事業の経営に関する知識、経験、見識を活かし、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜、発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結果について、適宜、意見交換等を行っております。 この他、経営会議、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、意見交換等を頂くことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 岩 岡 廣 明	取締役（監査等委員）就任後の当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。長年にわたる財務・会計に関する高い知見を活かし、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜、発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結果について、適宜、意見交換等を行っております。 この他、経営会議、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、意見交換等を頂くことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 鈴木 義 信	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に、また、監査等委員会18回の全てに出席いたしました。国際的な企業グループにおける事業運営に関する知識、経験、見識を活かし、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜、発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結果について、適宜、意見交換等を行っております。 この他、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、意見交換等を頂くことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 縄 野 克 彦	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に、また、監査等委員会18回の全てに出席いたしました。交通関連の事業、行政、法務及び組織運営に関する高い知見を活かし、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜、発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結果について、適宜、意見交換等を行っております。 この他、経営会議、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、意見交換等を頂くことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 金 子 好 宏	取締役（監査等委員）就任後の当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に、また、監査等委員会17回の全てに出席いたしました。公認会計士として財務・会計に関する高い知見を活かし、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜、発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結果について、適宜、意見交換等を行っております。 この他、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、意見交換等を頂くことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,800

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Universal Finance Company Limited及びDolphin Shipping New Zealand Limitedは、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているErnst&Youngのメンバーファームによる監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を策定しており、以下はその一部であります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、コンプライアンス規程及び社内会議規程に基づき、コンプライアンスを経営の基本方針と定め、コンプライアンス委員会を設け、コンプライアンスに係る体制を構築し、推進する。
 - ・当社は、内部監査室を設置し、当社及び子会社のコンプライアンスの状況及び業務の適正性に関する内部監査を適宜実施する。内部監査室はその結果を、当社の代表取締役社長、取締役会、監査等委員会及び経営会議に報告する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・企業秘密及び個人情報等を管理するため機密情報管理規程、個人情報保護管理規程及び情報セキュリティ管理規程を定め、適正な取り扱いを行う。また、社内外を問わず業務上重要な情報を保存及び管理するため文書管理規程を定める。
 - ・取締役会、経営会議その他の重要会議の意思決定、業務執行及び監督の行為に係る記録についても、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社及び子会社におけるリスク管理の推進のため、リスク管理規程及び社内会議規程に基づきリスク管理委員会を設ける。
 - ・当社の取締役会、リスク管理委員会等において、当社及び子会社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- ④ 当社及び子会社の取締役、使用人等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、職務権限規程及び業務分掌規程に基づき、職務の執行を行い、これらの規程、社内会議規程、関係会社管理規程、予算管理規程等に基づき、適切な審議及び決定を行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を定めて企業集団各社の重要事項の決定、事業の状況等に関し情報の共有化を図るとともに、企業集団各社が各種規程を整備する等により企業集団全体の内部統制システムを構

築し、その有効かつ適切な運用を進める。

- ⑥ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役又は使用人を置くことを求めた場合における当該取締役又は使用人に関する事項
 - ・ 監査等委員会はその職務を補助すべき使用人を置く。当該使用人の員数や求められる資質については、取締役会と協議の上決定する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の評価、異動、懲戒処分等の人事に係る事項の決定には、事前に監査等委員会の同意を必要とする。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
 - ・ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等、並びに子会社の取締役及び使用人等は、当社の監査等委員会に対して、重大な法令違反、定款違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した場合には、速やかに報告及び情報提供を行う。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・ 当社及び子会社の取締役、使用人等は、通報等の行為を理由として通報者に対する解雇、懲罰、差別等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。また、報復行為を行った取締役及び使用人等に対して、就業規則等の定めに従って処分を科すことができるものとする。
- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査等委員がその職務の執行について必要な費用を支払った時は、その債務の処理を速やかに行う。
- ⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査等委員会は、代表取締役及び取締役との定期的な意見交換、内部監査室との定期的な情報交換、監査等委員会規則、監査等委員会監査基準に基づく会計監査人との定期的な意見及び情報の交換により、相互に緊密な関係を保つ。
 - ・ 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他の専門家の意見を聴取することができるものとする。
 - ・ 監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の３者の会議「三者打ち合わせ」を開催し、その

実効性を高めることにより、情報の共有化、経営の効率化及び監査品質の向上を図る。

⑫ 反社会的勢力排除への対応方針

- ・当社及び子会社は、社会的責任、コンプライアンス及び企業防衛の観点から反社会的勢力との関係を遮断することの重要性を十分認識し、企業集団全体として取り組みを実施するために「反社会的勢力排除にかかる基本方針」を定める。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、会社法及び金融商品取引法等の関係法令、株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則、一般に公正妥当と認められる会計基準、コンプライアンス規程、経理規程及び財務規程に基づき、常に投資家の視点に立つとともに、透明性が高く健全な企業経営の実践の一環として、迅速及び正確、並びに適切な会計処理及び開示を行う。また、当社は、金融商品取引法等に基づき、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、内部監査規程及び財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制の整備及び運用（モニタリングを含む。）を行うとともに、その有効性を評価する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び子会社から成る企業集団における「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づく体制の運用状況のうち、主なものは以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、代表取締役社長を委員長、総務部を事務局とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの重要性に関する教育や意識向上に積極的に取り組んでおります。

当事業年度は、コンプライアンス委員会を2回開催しております。

同委員会において「グループコンプライアンス研修計画」を定め、当社及び子会社の役員及び使用人に対して、職場のパワーハラスメント防止、インサイダー取引規制、情報セキュリティ等に関する教育及び研修を実施し、コンプライアンスに対する意識向上と不正防止を図るための取り組みを行っております。

さらに、コンプライアンス違反行為の防止、早期発見による自浄機能の向上を目的として、内部通報窓口を設けており、社内相談窓口の他、当社の顧問法律事務所を社外相談窓口として設置しております。また、相談者の希望により、女性担当者も指定できるようにしております。

当社及び子会社における内部監査につきましては、当社の内部監査室において、内部監査計画書に基づき実施しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

機密情報管理規程に基づき、管理部長が情報管理責任者として、情報の保存及び管理に関する体制整備の推進に責任を負っております。

また、重要な情報の公表及び重要な情報管理に関する規程、規則等の制定は、当社の取締役会の承認を得て行っております。また、当事業年度は、スキャンデータ格納先における、データの定期的な自動削除や、プリントアウト時のホールド印刷またはプライベート印刷の徹底により資料の置き去りを防止することで、情報漏洩対策を実施しております。

文書管理規程に基づき、取締役会、経営会議その他の重要会議の意思決定の議事録、決裁済み稟議書など業務執行等に関する記録についても、管理部で適正に保存及び管理しております。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理規程に基づき、代表取締役社長を委員長、総務部を事務局とするリスク管理委員会を設置し、当社及び子会社におけるリスクの防止及び損失の最小化を図ることを目的とする必要な措置に関する意思決定を行っております。また、重要事項については、当社の経営会議及び取締役会へ報告することとしております。

当事業年度は、リスク管理委員会を2回開催しております。同委員会では、予見されるリスクを洗い出し、当社及び子会社が取り組むべきリスク管理を明確にするとともに、常に見直しを行うこととしております。また、その低減、除去に向けた取り組みについて、内部監査により確認を行っております。さらに、当社は同規程に基づき、当社に緊急事態が発生した際に、役員及び使用人の安全を確保しながら事業を適切に継続、運営することを目的とした「株式会社オプティマスグループ 事業継続計画」を定めております。

④ 当社及び子会社の取締役、使用人等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、社内規程により取締役会の決議事項等の意思決定方法を明確に定めており、取締役会（当事業年度に20回開催）、経営会議（当事業年度に26回開催）において、所定の事項を審議し、効率的かつ機動的な経営意思決定を行っております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の経営管理につきましては、管理部が担っております。同部は、経営について子会社における地域の特殊性を考慮し、企業集団全体の経営の適正かつ効率的な運営に資するため、関係会社管理規程に従い、子会社の経営管理体制を整備及び統括しております。また、子会社は、当社へ事業の状況に関し定期的な報告をし、経営上の重要な意思決定につき、当社の主管部門へ事前に承認申請又は報告を行っております。

また、内部監査室は、当社及び国内外の子会社を含めて定期的な監査を実施しており、法令・社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等について独立・客観的評価を実施しております。

- ⑥ 当社及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

2018年11月14日開催の取締役会の決議により内部通報規程を一部改定し、通報窓口の名称を社員に身近に感じてもらえるものに変更するとともに、窓口で監査等委員会を追加し、内部通報制度の活性化に努めております。

- ⑦ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社では、内部通報規程の定めにより、通報者が不利益を被ることがないように罰則を設け、通報者及び通報内容の個人情報の保護に努めております。

- ⑧ 当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査等委員5名で構成されており、全員が社外取締役であります。当事業年度において、監査等委員会は18回開催し、監査に関する重要な事項についての報告、協議及び決議を行っております。

当社の監査等委員は、当社の取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会等の重要な社内会議に出席し、また、子会社に対しては、重要な会議への出席の他、拠点への往査を実施し、業務の執行状況を直接確認しております。

当事業年度に、監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の「三者打ち合わせ」（年4回）を開催する他、会計監査人による子会社往査に同行し、発見事項や課題を共有するなど、監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の監査との連携を図ることで、監査の実効性を高めております。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

当社は、企業としての社会的責任を果たし、当社、子会社、その他利害関係者等が被害を受けることを防止し、反社会的勢力を当社及び子会社の一切の取引から排除するために、反社会的勢力対策規程を定め、管理体制を整備しております。

当社及び子会社において不当要求防止責任者を選任し、外部情報の収集体制及び内部連絡体制を構築しております。

総務部は、当社及び子会社での反社会的勢力に関する一元的な情報管理及び蓄積をすすめております。新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としているほか、反社会的勢力排除を目的とした事前調査を行っております。また、使用人等に対する不当要求についての対応指導及び教育を行っております。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制の整備

当社では、経理部をはじめとして財務報告を迅速かつ正確に行うことのできる体制を構築しております。当社の各部門は自らの業務の遂行に当たり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めております。

また、財務報告に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合には経理部へ通知され、関連部署と協議のうえ、適正に財務報告を行うことができる体制の構築を行っております。

内部監査室は、内部監査規程及び財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、財務報告の信頼性が確保されているかを内部統制の観点から検証し、重要な不備がないことを確認しております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業投資による企業価値向上と、配当による株主還元をともに経営上の重要課題の一つと位置付けております。

配当につきましては、安定的な事業収益からの株主還元を確保しつつ、安定的な財務基盤の維持と新たな成長のための投資を勘案し、当面は連結配当性向30%程度を目安とする方針であります。

また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当及び期末配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間配当を行う基準日は毎年9月30日、期末配当を行う基準日は毎年3月31日であります。

毎事業年度における配当の回数につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行う方針であります。

自己株式の取得につきましては、資本効率の向上を図り、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の方針に鑑み、安定的な事業収益からの株主還元の観点を踏まえ、2019年5月15日の取締役会決議により1株当たり30円とさせていただきます。すでに2018年12月10日に実施済みの中間配当金1株当たり27円とあわせまして、年間配当金は1株当たり57円となります。

また、2019年2月15日の取締役会決議により、2019年2月18日から2019年4月26日までの期間で、自己株式60,500株（取得価額総額81,541,800円）を取得いたしました。

内部留保資金の用途につきましては、将来のM&A等による事業展開、設備投資等に役立てたいと考えております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	18,264,748	流 動 負 債	10,164,645
現 金 及 び 預 金	4,958,026	買 掛 金	523,579
売 掛 金	9,137,312	短 期 借 入 金	7,101,138
た な 卸 資 産	1,972,644	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	53,400
そ の 他	2,282,659	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	994,047
貸 倒 引 当 金	△85,895	未 払 法 人 税 等	338,023
固 定 資 産	4,415,927	賞 与 引 当 金	56,752
有 形 固 定 資 産	3,518,534	そ の 他	1,097,703
建 物 及 び 構 築 物	1,278,265	固 定 負 債	1,774,600
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	879,387	社 債	79,100
土 地	1,149,229	長 期 借 入 金	1,414,634
そ の 他	211,651	繰 延 税 金 負 債	125,443
無 形 固 定 資 産	138,481	退 職 給 付 に 係 る 負 債	153,690
投 資 そ の 他 の 資 産	758,911	そ の 他	1,733
繰 延 税 金 資 産	407,511	負 債 合 計	11,939,246
そ の 他	419,286	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	△67,885	株 主 資 本	11,570,365
資 産 合 計	22,680,676	資 本 金	431,100
		資 本 剰 余 金	1,874,458
		利 益 剰 余 金	9,325,510
		自 己 株 式	△60,703
		その他の包括利益累計額	△828,935
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△828,935
		純 資 産 合 計	10,741,430
		負 債 純 資 産 合 計	22,680,676

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	25,644,115
売上原価	19,777,730
売上総利益	5,866,385
販売費及び一般管理費	4,550,146
営業利益	1,316,238
営業外収益	
受取利息	70,719
為替差益	60,676
持分法による投資利益	5,850
その他	135,694
営業外費用	
支払利息	124,168
その他	13,882
経常利益	1,451,129
特別利益	
固定資産売却益	554,631
関係会社清算益	3,612
特別損失	
固定資産除売却損	26,708
減損損失	8,362
税金等調整前当期純利益	1,974,300
法人税、住民税及び事業税	566,551
法人税等調整額	△165,919
当期純利益	1,573,669
親会社株主に帰属する当期純利益	1,573,669

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	383,104	1,826,462	7,990,266	△ 80	10,199,752
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	43,725	－	43,725
会計方針の変更を反映した当期首残高	383,104	1,826,462	8,033,992	△ 80	10,243,478
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	47,995	47,995	－	－	95,991
剰 余 金 の 配 当	－	－	△ 282,151	－	△ 282,151
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	1,573,669	－	1,573,669
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△ 60,622	△ 60,622
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	47,995	47,995	1,291,518	△ 60,622	1,326,887
当 期 末 残 高	431,100	1,874,458	9,325,510	△ 60,703	11,570,365

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	△ 727,858	△ 727,858	9,471,894
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	43,725
会計方針の変更を反映した当期首残高	△ 727,858	△ 727,858	9,515,620
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	－	－	95,991
剰 余 金 の 配 当	－	－	△ 282,151
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	1,573,669
自 己 株 式 の 取 得	－	－	△ 60,622
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 101,077	△ 101,077	△ 101,077
当 期 変 動 額 合 計	△ 101,077	△ 101,077	1,225,809
当 期 末 残 高	△ 828,935	△ 828,935	10,741,430

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,584,798	流 動 負 債	6,287,752
現 金 及 び 預 金	1,907,040	短 期 借 入 金	5,700,000
関係会社短期貸付金	6,600,000	関係会社短期借入金	400,000
そ の 他	77,757	未 払 金	58,428
固 定 資 産	6,663,571	未 払 費 用	28,783
有 形 固 定 資 産	54,850	賞 与 引 当 金	18,357
建 物	51,034	そ の 他	82,183
そ の 他	3,815	固 定 負 債	1,403,490
無 形 固 定 資 産	18,753	長 期 借 入 金	1,400,000
ソ フ ト ウ エ ア	18,753	退 職 給 付 引 当 金	3,490
投資その他の資産	6,589,966	負 債 合 計	7,691,242
関係会社株式	6,224,062	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	170,595	株 主 資 本	7,557,127
そ の 他	195,309	資 本 金	431,100
資 産 合 計	15,248,369	資 本 剰 余 金	4,546,139
		資 本 準 備 金	1,614,926
		そ の 他 資 本 剰 余 金	2,931,212
		利 益 剰 余 金	2,640,590
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,640,590
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,640,590
		自 己 株 式	△ 60,703
		純 資 産 合 計	7,557,127
		負 債 純 資 産 合 計	15,248,369

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
営 業 収 益			
関 係 会 社 配 当 金 収 入		401,775	
関 係 会 社 経 営 指 導 料 収 入		787,881	
そ の 他		1,500	1,191,156
営 業 費 用			1,065,710
一 般 管 理 費			
営 業 利 益			125,446
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		89,389	
受 取 賃 料		26,131	
そ の 他		2,471	117,992
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		72,972	
為 替 差 損		6,636	
株 式 交 付 費		473	
そ の 他		1,560	81,642
経 常 利 益			161,796
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		539,437	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益		407,240	946,677
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損		229	
固 定 資 産 除 却 損		2,212	2,441
税 引 前 当 期 純 利 益			1,106,031
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		50,053	
法 人 税 等 調 整 額		△170,595	△120,541
当 期 純 利 益			1,226,573

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本等変動計算書					
	株主資本			資本剰余金		
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	383,104	1,566,930	2,931,212	4,498,143	1,696,168	1,696,168
当期変動額						
新株の発行	47,995	47,995	－	47,995	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	△282,151	△282,151
当期純利益	－	－	－	－	1,226,573	1,226,573
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	47,995	47,995	－	47,995	944,422	944,422
当期末残高	431,100	1,614,926	2,931,212	4,546,139	2,640,590	2,640,590

	株主資本		純資産計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△80	6,577,335	6,577,335
当期変動額			
新株の発行	－	95,991	95,991
剰余金の配当	－	△282,151	△282,151
当期純利益	－	1,226,573	1,226,573
自己株式の取得	△60,622	△60,622	△60,622
当期変動額合計	△60,622	979,791	979,791
当期末残高	△60,703	7,557,127	7,557,127

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

株式会社オプティマスグループ

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 宗 夫 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 恭 治 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オプティマスグループの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプティマスグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

株式会社オプティマスグループ

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川 口 宗 夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊 藤 恭 治 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オプティマスグループの2018年4月1日から2019年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

株式会社オプティマスグループ 監査等委員会

監 査 等 委 員 長谷川 康 司 ㊞

監 査 等 委 員
(常 勤) 岩 岡 廣 明 ㊞

監 査 等 委 員 鈴木 義 信 ㊞

監 査 等 委 員 縄 野 克 彦 ㊞

監 査 等 委 員 金子 好 宏 ㊞

(注) 監査等委員5名全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5 名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役 5 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。また、独立社外役員を中心に構成する指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会から妥当である旨の答申を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の 株 式 数
1	[再 任] やま なか のぶ や 山 中 信 哉 (1960年 2 月13日)	1988年 4 月 (株)日貿・ジャパントレーディング（現 (株)日貿）設立 代表取締役社長就任（現 任） 2015年 1 月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）	1,040,590株
(重要な兼職の状況) (株)日貿 代表取締役社長			
(取締役候補者とした理由) 山中信哉氏は、当社グループの創設者及び当社の代表取締役社長として長年にわたり当社グループ全体の経営をけん引し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。また、中古自動車の貿易事業に係る長い経験と企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。 上記の理由により、当社は、山中信哉氏が取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の 株 式 数
2	[再 任] ふく むら こう いち 福 村 康 一 (1960年10月27日)	1983年 4 月 (株)日本興業銀行(現 (株)みずほ銀行) 入 行 2000年 8 月 B N P パリバ証券入社 2005年10月 B N P パリバ銀行入行 2009年12月 (株)企業再生支援機構(現 (株)地域経済活 性化支援機構) 入社 2012年 1 月 同社執行役員就任 2015年 3 月 当社取締役就任(現任) 経営企画部長 2015年 6 月 ジャクソンアンドノムラパートナーズ トラスト(株)取締役就任 2016年 2 月 コンパス・ロジスティクス(株)代表取締役 副社長就任 2016年12月 当社経営管理部長 2018年 5 月 当社グループ企画部長	7,490株
(重要な兼職の状況) —			
(取締役候補者とした理由) 福村康一氏は、金融機関での豊富な経験から培った企業経営に関する高い見識を有しております。2015年 に当社の取締役に就任して以来、経営戦略・ガバナンス・財務戦略を推進し、当社グループの持続的成長と 企業価値の向上に貢献しております。 上記の理由により、当社は、福村康一氏が取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引 き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の 株 式 数
3	[再 任] デイモン・スコット・ ジャクソン (1972年6月19日)	1996年 8 月 佐川急便(株)入社 1997年11月 KIWI CAR CARRIERS (NZ) LIMITED 入社物流部長 2001年 9 月 (株)日本輸出自動車検査センター代表取 締役社長就任 (現任) 2004年10月 ジャクソンアンドノムラパートナーズ トラスト(株)代表取締役社長就任 2015年 1 月 当社取締役就任 (現任)	752,860株
(重要な兼職の状況) (株)日本輸出自動車検査センター 代表取締役社長			
(取締役候補者とした理由) デイモン・スコット・ジャクソン氏は、ニュージーランドの自動車業界での豊富な経験から培った企業経営に関する高い見識を有しております。2001年に(株)日本輸出自動車検査センター代表取締役社長に就任して以来、主に当社グループの検査事業における統括を担当し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。 上記の理由により、当社は、デイモン・スコット・ジャクソン氏が取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
4	[再任] ロバート・アンドリュ ー・ヤング (1972年5月5日)	1998年7月 Vehicle Solutions Limited取締役就任 2002年3月 (株)日貿・ジャパントレーディング(現 (株)日貿)入社 ゼネラルマネージャー 2004年5月 Nichibo Trading Company New Zealand Limited取締役就任 2004年9月 Auto Advance Finance Limited取締 役就任(現任) 2009年4月 Auto Finance Direct Limited設立取 締役就任(現任) 2013年5月 (株)日貿取締役就任(現任) 2015年2月 Universal Finance Company Limited 取締役就任(現任) 2015年6月 当社取締役就任(現任)	752,830株
(重要な兼職の状況) (株)日貿 取締役 Universal Finance Company Limited 取締役			
(取締役候補者とした理由) ロバート・アンドリュース・ヤング氏は、ニュージーランドの自動車業界での豊富な経験から培った企業経営に関する高い見識を有しております。2004年にAuto Advance Finance Limited取締役に就任して以来、主に当社グループのサービス事業における統括を担当し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。 上記の理由により、当社は、ロバート・アンドリュース・ヤング氏が取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の 株 式 数
5	[再 任] マーティン・フレイザー・マッカラック (1972年1月6日)	1988年 6 月 JENNERS CUSTOMS & FREIGHT LIMITED入社 1991年 9 月 McCathie Customs Limited (現 McCullough LIMITED) 入社 1999年 9 月 同社取締役就任 2002年 8 月 NCC Car Carriers Limited取締役就任 2012年 2 月 Dolphin Shipping Agencies Limited (現 Dolphin Shipping New Zealand Limited) 取締役就任 (現任) 2015年 2 月 Universal Finance Company Limited 取締役就任 2015年 3 月 Compass Auto Logistics Limited取締役就任 2015年 6 月 当社取締役就任 (現任) 2016年 2 月 コンパス・ロジスティクス㈱代表取締役社長就任 2016年 3 月 Fasttrack Automotive Compliance 2006 Limited取締役就任 (現任)	752,830株
(重要な兼職の状況) Dolphin Shipping New Zealand Limited 取締役			
(取締役候補者とした理由) マーティン・フレイザー・マッカラック氏は、ニュージーランドの自動車業界での豊富な経験から培った企業経営に関する高い見識を有しております。2002年にNCC Car Carriers Limited取締役に就任して以来、主に当社グループの物流事業における統括を担当し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。 上記の理由により、当社は、マーティン・フレイザー・マッカラック氏が取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

(注) 1. [再 任]は再任の候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 福村康一氏を除く各候補者は、現に当社の子会社の業務執行者であります。また、福村康一氏、デイモン・スコット・ジャクソン氏及びマーティン・フレイザー・マッカラック氏は過去に当社の子会社の業務執行者であったことがあります。

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役鈴木義信氏が、本総会終結の時をもって辞任により退任するため、同時に補欠の監査等委員である取締役伊藤真弥氏が監査等委員である取締役に就任いたします。そこで、補欠の監査等委員である取締役がいなくなるため、法令及び定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

なお、本議案は、独立社外役員を中心に構成する指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会から妥当である旨の答申を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
よこせつとむ 横瀬勉 (1960年10月14日)	1983年 4 月 東京急行電鉄(株)入社	—
	1994年 5 月 ノーザンテレコムジャパン(株) 人事マネージャー、 ファイナンスマネージャー	
	1998年 7 月 日本ＢＴ(株)総務人事部長	
	2000年 8 月 マッケンナ・ジャパン(株) オフィスディレクター	
	2001年 3 月 ＰＤＩジャパン(株) コンサルタント	
	2003年 3 月 ワイス(株)執行役員人事部長	
	2007年12月 慶應義塾大学ＳＦＣ研究所 上席所員（現任）	
	2008年 1 月 横瀬伸銅(株)取締役（現任）	
	2008年 4 月 佐賀大学大学院工学系研究科 非常勤講師	
	2011年11月 国際大学大学院国際経営学研究科 特別招聘教授	
	2015年 6 月 八千代工業(株)社外取締役（現任）	
	2018年 7 月 国際大学大学院国際経営学研究科 教授（現任）	
	（重要な兼職の状況） 慶應義塾大学ＳＦＣ研究所 上席所員 国際大学大学院国際経営学研究科 教授	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 横瀬勉氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 横瀬勉氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、グローバル企業での豊富な実務経験と他社での経営経験及び複数の大学で教壇に立ってきた学識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。
4. 当社定款の定めにより、補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとなっております。
5. 横瀬勉氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額とする予定であります。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）より議決権の行使が可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は2019年6月25日（火曜日）午後6時00分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9：00～21：00）

以上

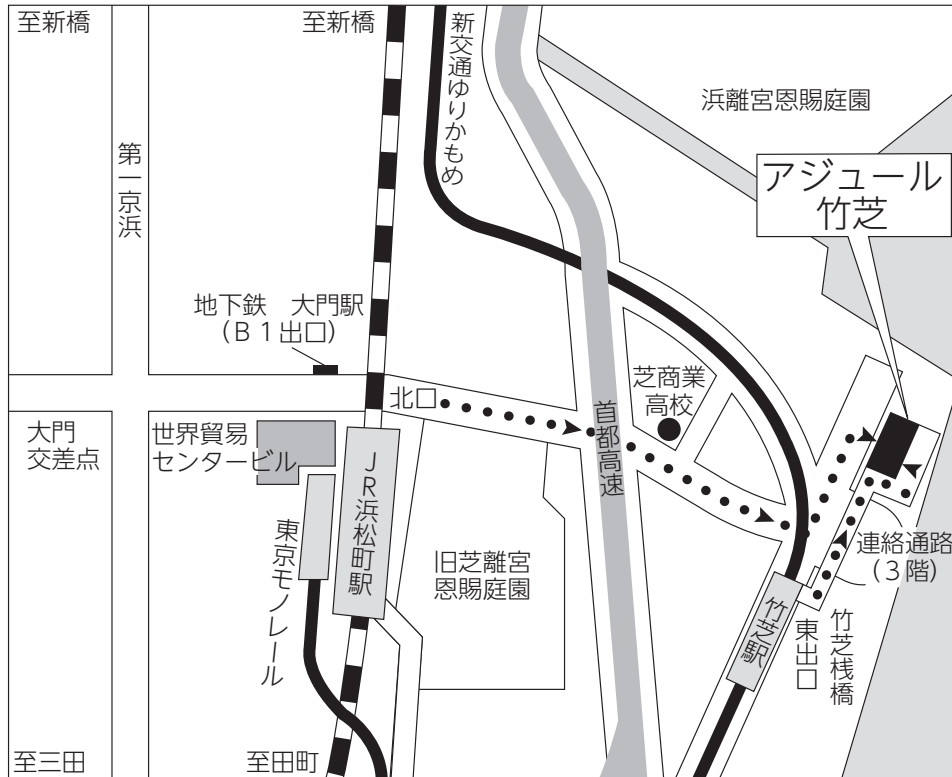
株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区海岸一丁目11番2号

ベイサイドホテルアジュール竹芝 12階「白鳳」

(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は間違えのないようにご注意ください。)

電話：(03) 3437-2011 (代表)



(会場への交通機関)

J R 京浜東北線・山手線、東京モノレール…浜松町駅(北口) 徒歩約7分

都営地下鉄(大江戸線・浅草線)……………大門駅(B1出口) 徒歩約8分

新交通ゆりかもめ……………竹芝駅(東出口) 徒歩約1分

(お願い)

当日の受付は12階の会場受付で行います。

ご来場に際しましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。また、議事資料として、本第5回定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

株 主 各 位

第5回定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

連結注記表
個別注記表

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

株式会社オプティマスグループ

第5回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.optimusgroup.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 19社
- ・ 主要な連結子会社の名称 (株)日貿
Universal Finance Company Limited
(株)日本輸出自動車検査センター
Dolphin Shipping New Zealand Limited

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称 Nichibo Asia Sdn Bhd
JEVIC Singapore Pte Ltd.
Pt Oto Bid Indonesia
Nichibo Australia PTY LTD.
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1社
- ・ 主要な会社等の名称 Budget Car Auctions 2013 Limited

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 Nichibo Asia Sdn Bhd
JEVIC Singapore Pte Ltd.
Pt Oto Bid Indonesia
Nichibo Australia PTY LTD.
- ・ 持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. デリバティブ 時価法を採用しております。
- ロ. たな卸資産 主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6年～50年

機械装置及び運搬具 2年～15年

ロ. 無形固定資産

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ハ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、のれんの帰属する事業ごとに超過収益力の効果の発現する期間を見積り、20年以内の一定の年数で均等償却しております。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生時にその全額を償却しております。

二. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

在外連結子会社において、当連結会計年度の期首よりIFRS第9号（金融商品）及びIFRS第15号（顧客との契約から生じる収益）を適用しております。これらの会計基準の適用については、各会計基準における経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、累積的影響額を利益剰余金に加減しています。

当該会計基準の適用が連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

(6) 表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

たな卸資産	1,362,937千円
流動資産 その他（未収入金）	385,160千円
建物及び構築物	620,806千円
土地	651,071千円
計	3,019,974千円

② 担保に係る債務

短期借入金	1,500,000千円
1年内償還予定の社債	-千円
1年内返済予定の長期借入金	918,143千円
社債	-千円
長期借入金	-千円
計	2,418,143千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,291,198千円

(3) 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの契約履行保証契約に対して債務保証を行っております。

株式会社日本輸出自動車検査センター	100,000米ドル
計	100,000米ドル

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 5,353,045株
- (2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数
普通株式 44,656株
- (3) 剰余金の配当に関する事項

配 当 金 支 払 額

決 議	株 式 の 種 類	配 当 の 原 資	配 当 金 の 額 配 総	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2018年5月15日 取締役会	普 通 株 式	利 益 剰 余 金	137百万円	26円	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年11月7日 取締役会	普 通 株 式	利 益 剰 余 金	144百万円	27円	2018年9月30日	2018年12月10日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株 式 の 種 類	配 当 の 原 資	配 当 金 の 額 配 総	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2019年5月15日 取締役会	普 通 株 式	利 益 剰 余 金	159百万円	30円	2019年3月31日	2019年6月27日

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。

一時的な余資は流動性の高い金融資産での運用に限定しております。また、運転資金は、自己資金及び銀行等金融機関からの借入等により、設備投資資金で、大規模な投資案件については、直接金融又は間接金融により資金需要に応じ、調達することとしております。

デリバティブは、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、デリバティブ取引を行う際には、取引の内容及び事由を付して、取締役会の決裁を経て行い、その結果については適宜報告を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。（（注）

2.参照）

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現 金 及 び 預 金	4,958,026	4,958,026	－
② 売 掛 金	9,137,312	9,119,549	△17,763
③ 買 掛 金	523,579	523,579	－
④ 短 期 借 入 金	7,101,138	7,101,138	－
⑤ 未 払 法 人 税 等	338,023	338,023	－
⑥ 社 債（＊１）	132,500	136,189	3,689
⑦ 長 期 借 入 金（＊２）	2,408,681	2,444,805	36,124
⑧ デリバティブ取引（＊３）	19,277	19,277	－

（＊１）１年内返済予定の社債は社債に含めて表示しております。

（＊２）１年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。

（＊３）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) １. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

① 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 売掛金

時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

なお、短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

③ 買掛金、④ 短期借入金、⑤ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑥ 社債、⑦ 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利による借入については、短期間で市場金利を反映し、かつ当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。その他については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑧ デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

通貨関連

(単位：千円)

区 分	取 引 の 種 類	契 約 額 等	契 約 額 等 の う ち 1 年 超	時 価	評 価 損 益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 ニュージーランドドル	4,041,163	—	18,666	18,666
	買建 米ドル	42,611	—	611	611
合 計		4,083,774	—	19,277	19,277

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	当連結会計年度 (2019年3月31日)
非上場株式	2,947

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、自社及び子会社で使用することを主な目的とするオフィスビル及び倉庫（土地を含む。）、並びに遊休不動産を有しております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価
賃貸等不動産	125,471	120,792
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,598,405	1,752,812

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、不動産鑑定士による鑑定評価額等によっております。

6. 減損損失に関する注記

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
大阪府高石市	遊休資産	機械及び装置

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の区分を考慮してグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、上記の遊休資産については、将来の使用が見込まれなくなったことから回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（8,362千円）として特別損失に計上しました。

その内訳は、機械及び装置8,362千円であります。なお、当資産グループの回収可能額は正味売却価額により測定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,023円48銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 294円96銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2019年2月15日開催の取締役会において、100%子会社であるUniversal Rental Cars Limited (本社：ニュージーランド オークランド市、以下「UR」) を通じて、ニュージーランドでレンタカー事業を行っているUSAVE Car & Truck Rentals Limited (以下「USAVE」) の関連事業及び資産を買収することを決定し、2019年4月1日に買収を完了しました。

(1) 事業買収の概要

① 相手先企業の名称及び取得する事業の内容

名称：USAVE Car & Truck Rentals Limited

取得する事業の内容：レンタカー事業

② 本買収の目的

当社は成長戦略の1つとしてバリューチェーンの延伸を掲げており、その一環として、B to Cビジネスであるサービス事業におけるレンタカー事業の収益力強化を目指し、レンタカー事業の買収を検討して参りました。今回の買収対象であるUSAVEのレンタカー事業は、ニュージーランド国内需要への対応を中心とした基盤を持っており、URにて取り組んできた観光客需要対応を中心としたレンタカー事業とは異なる特徴を持っております。本事業買収により、当社グループとして、USAVEが持つニュージーランド国内需要を中心とした顧客基盤を引き継ぎ、URが持つ観光需要への対応と併せて収益規模を拡大させ、また、重複する拠点の統合等により、効率的な事業運営と収益力強化ができると考えております。

③ 企業結合日

2019年4月1日

④ 企業結合の法的形式

事業譲受

⑤ 企業結合後の企業の名称

Universal Rental Cars Limited

⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社子会社による現金を対価とする資産の取得のためです。

(2) 取得する事業の取得原価

取得の対価：8,400千NZドル (現金)

また、上記の取得の対価のほか、取得に係る諸費用が発生しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。その他については、定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～29年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（自己都合による期末要支給額）の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,389千円

- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 金銭債権	売掛金	39,567千円
	立替金	451千円
	未収入金	1,770千円
② 金銭債務	未払金	3千円

- (4) 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの契約履行保証契約に対して債務保証を行っております。

株式会社日本輸出自動車検査センター	100,000米ドル
計	100,000米ドル

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	1,191,156千円
営業費用	107,659千円

営業取引以外による取引高 96,292千円

- (2) 抱合せ株式消滅差益の主な内訳

連結子会社であったコンパス・ロジスティクス(株)を
吸収合併

407,240千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式	44,656株
------	---------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	4,980千円
賞与引当金	5,622
減価償却費	749
退職給付引当金	1,069
繰越欠損金	505,078
外国税額控除	6,003
繰延税金資産小計	523,500
評価性引当額	△ 352,905
繰延税金資産合計	170,595
繰延税金負債	-
繰延税金負債合計	-
繰延税金資産の純額	170,595

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 称	議 決 権 等 の 所 有 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子 会 社	株式会社日貿	直接100.0	資金の援助 経営指導 担保受入 債務被保証 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収	200,000 981,657	関係会社 短期貸付金	6,600,000
				受取利息 (注) 2	88,650	前受利息	5,876
				経営指導料収入 (注) 3	100,625	—	—
				当社銀行借入に 対する担保受入 (注) 4	1,500,000	—	—
				当社銀行借入に 対する債務被保証 (注) 4	4,100,000	—	—
子 会 社	株式会社日本輸 出自動車検査セ ンター	直接100.0	資金の受入 経営指導 役員の兼任	資金の借入 資金の返済 (注) 5	400,000 400,000	関係会社 短期借入金	400,000
				現物配当の 受取(注) 5	400,000	—	—
				経営指導料収入 (注) 3	375,016	—	—
子 会 社	Optimus Group New Zealand Limited	直接100.0	資金取引 役員の兼任	増資引受 (6)	5,441,008	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 市場金利を勘定した利率を合理的に決定しております。
3. 経営を管理、監督及び指導するための契約に基づき決定しております。
4. 当社は、銀行借入に対して株式会社日貿より債務保証及び棚卸資産等の担保提供を受けております。
なお、保証料等の支払いは行っておりません。
5. 当社に対する貸付債権400,000千円を当社に対して現物配当したものであります。
6. 子会社の資金需要等を考慮した上、金銭及び現物出資による増資引受を行っております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
役員及びその近親者	福村 康一	(被所有) 直接0.14%	当社取締役	新株予約権の行使 (注) 1.	11,998	－	－
役員及びその近親者	荒井 正行	(被所有) －	当社取締役	新株予約権の行使 (注) 1. 2.	11,998	－	－
役員及びその近親者	笠原 義隆	(被所有) －	当社取締役	新株予約権の行使 (注) 1. 2.	11,998	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 新株予約権の行使は、2016年4月14日に当社臨時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に、1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。
2. 荒井正行氏及び笠原義隆氏は、2018年6月27日開催の第4回定時株主総会終結の時をもって当社取締役を退任し、関連当事者に該当しなくなっております。このため、取引金額は取締役退任までの取引について記載しております。

7. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,423円62銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 229円90銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。